

大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年3月大和郡山市条例第9号）
第13条第1項の規定により、令和5年度一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

大和郡山市長 上 田 清

1 一般廃棄物処理区域
大和郡山市全域

2 一般廃棄物の処理計画

(1) 一般廃棄物の処理主体

大和郡山市、委託業者、許可業者及び排出者

(2) 一般廃棄物の種類及び収集、運搬、処分の方法

ア 燃えるごみ

- (ア) 種類 台所ごみ等。ただし、家の改築等のごみは除く。
家庭から排出した庭木の刈り込み、草は、週1回収集する。
- (イ) 収集方法 週2回、原則ステーション方式により収集する。

- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 焼却処理後埋立処分。（選別した資源物は除く。）

イ 燃えないごみ

- (ア) 種類 空ビン・空缶類、その他不燃物。（2種類）
- (イ) 収集方法 月1回収集する。ただし、一部地域は月2回。
- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 資源化及び埋立処分。

ウ 粗大ごみ

- (ア) 種類 家具類、寝具類、電気製品類、その他。ただし、家電リサイクル法対象機器（テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機）、家庭系パソコン、廃棄自動車、農機具、危険物（プロパン、シンナー等）及び業者から出るごみは除く。
- (イ) 収集方法 年3回収集する。
- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 資源化及び破碎焼却処理後埋立処分。

エ 有害ごみ

- (ア) 種類 乾電池、体温計、蛍光灯、鏡等
- (イ) 収集方法 年3回粗大ごみと併せて収集する。
- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 一時保管し専門業者に処分委託

オ ペットボトル

- (ア) 種類 ジュース、お茶、水、酒、みりん、しょうゆ等の飲料用、酒類用ペットボトル
- (イ) 収集方法 月1回収集する。
- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 減容した後、資源化。

カ 庭木の刈り込み、草

- (ア) 種類 庭木の刈り込み、草（業者が請け負ったものを除く）
- (イ) 収集方法 年3回収集する。
- (ウ) 運搬方法 自動車による。
- (エ) 処分方法 焼却処理後埋立処分。

キ 排出者の義務等

- (ア) 可燃物と不燃物を各別のごみ袋に収納し、指定日時場所（指定された集積場等）に持ち出すこと。
- (イ) 収集、運搬及び処分が新たに必要となったとき、又は必要としなくなったときは、市長に申し出てその指示に従わなければならない。
- (ウ) ごみが散乱、流出、又は悪臭が発散しないようにすると共に、処理を困難にし、処理施設の機能に支障が生ずるものを混入してはならない。
- (エ) 臨時に出る多量のごみは、市長の指示に従い自ら市の処理場へ搬入すること。
- (オ) ごみの減量に努めると共に、廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び地域の清潔保持に関する市の施策に協力しなければならない。

ク 一般廃棄物収集運搬業の許可指針
別紙のとおり

(3) 事業活動にともなって排出される一般廃棄物及び併せて処理できる産業廃棄物

ア (ア) 種類 事業系一般廃棄物

- (イ) 収集方法 事業者自ら行うか、又は許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。
- (ウ) 運搬方法 事業者自ら行うか、又は許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。
- (エ) 処分方法 事業者自ら行うもののほかは、焼却処理後埋立処分。

イ (ア) 種類 一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物。

- (イ) 収集方法 事業者自ら行うと共に市長の指示に従うこと。
- (ウ) 運搬方法 事業者自ら行うと共に市長の指示に従うこと。
- (エ) 処分方法 事業者自ら行うもののほかは、焼却処理後埋立処分。

ウ 排出者の義務等

- (ア) 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めると共に事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (イ) 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(4) 動物の死体

- (ア) 収集方法 占有者又は管理者自らの責任で行うと共に市長の指示に従うこと。
- (イ) 運搬方法 占有者又は管理者自らの責任で行うと共に市長の指示に従うこと。
- (ウ) 処分方法 占有者又は管理者自らの責任で行う他、埋立処分。

(5) し尿及び浄化槽汚泥

- ア (ア) 収集方法 し尿は、おおむね30日に1回収集する。
単独浄化槽汚泥は申込によりその都度清掃の際に収集する。
合併浄化槽汚泥は、許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。
 - (イ) 運搬方法 自動車による。
合併浄化槽汚泥は許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。
 - (ウ) 処分方法 市長の指示に従うもののほかは、焼却処理後埋立処分。
- イ 排出者の協力義務等
- (ア) 新規汲取が必要になったとき、又は必要としなくなったときは、市長に届出してその指示に従わなければならない。
 - (イ) 便槽内に異物を投棄しないこと。

3 市が行う一般廃棄物の処理に関し、市長が指定する場所。

(1) 処理施設

名 称	所 在	処理する種類	規 模
クリーンセンター 清掃センター	大和郡山市九条町11番地2	燃えるごみ 粗大ごみ	焼却処理 180t/日

名 称	所 在	処理する種類	規 模
クリーンセンター 衛生センター	大和郡山市本庄町316番地	し尿及び 浄化槽汚泥	処理能力 66KL/日

名 称	所 在	処理する種類	規 模
大和郡山資源リサイクル事業協同組合	大和郡山市大江町34番1	金属くず等	処理能力 12t/日

(2) 埋立処分施設

名 称	所 在	処理する種類	規 模
一般廃棄物 最終処分場	大和郡山市山田町803番地14	焼却残渣 他	面積 22,000 m ² 容積 180,000 m ³